

昭和伊南総合病院障害者活躍推進計画

機 関 名	昭和伊南総合病院
任命権者	事業管理者
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
昭和伊南総合病院における障害者雇用に関する課題	令和元年 6 月 1 日現在は法定雇用率を満たしている。 障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や取組が必要と考える
目 標	
①採用に関する目標	当該年度 6 月 1 日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年 6 月 1 日時点の実雇用率 2.84%
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年 of 任免状況通報のタイミングで、人事評価を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課内に設定し、院内掲示板等により周知する。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○新規採用又は部署異動時等は、障害者と業務の適切なマッチングができるかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能範囲内において適切に実施する。

	<p>○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設置する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>そ の 他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>